

国際運輸労連（ITF）
第 44 回世界大会
2018 年 10 月 14－20 日
シンガポール

ITF 第 44 回世界大会で採択された決議

目次

第 1 号決議：非正規労働者の組織化	4
第 2 号決議：グローバル・デリバリー・サプライチェーンと E コマース	6
第 3 号決議：セーフレート（安全報酬）と顧客責任を追及するグローバル闘争の強化	8
第 4 号決議：ITF 加盟組合協議会 (NCC) および連絡担当者 (NPC)	10
第 5 号決議：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時の性別と異なる性別で生きようとする人）、クィア（性的少数者全般）、インターセックス（両性具有・性分化疾患者）（LGBTQI）に関する、他の国際産別組織（GUF）の労働組合の方針の促進	12
第 6 号決議：朝鮮半島および東アジアの和平への支持と交通運輸労働者の役割	13
第 7 号決議：パレスチナの交通運輸労働者の支援	14
第 8 号決議：一地点に所在する倉庫、ロジスティックス、ターミナルで働く労働者	16
第 9 号決議：抗議とブラジル政府の評判– 労働改革に関する憂慮	17
第 10 号決議：ベネズエラ・ボリバル共和国に対する国際的な攻撃と封鎖に反対する動議	20
第 11 号決議：イランのトラック労働者のストに関する死刑判決	22
第 12 号決議：アルゼンチンの組合の自由を守る動議	24
第 13 号決議：競争法を通じた、団体交渉に対する攻撃	26
第 14 号決議：イエメン	27
第 15 号決議：業務上過失致死罪	28
第 16 号決議：船員のためのビザに関するグローバルな方針の促進	29
第 17 号決議：船員の権利	30
第 18 号決議：地中海 – 便宜の海	31
第 19 号決議：ノルウェー人船員の雇用に対する攻撃	33
第 20 号決議：青年船員および青年港湾労働者の権利の保護	34
第 21 号決議：河川クルーズキャンペーン 2.0	36
第 22 号決議：開発途上国の内陸水運労働者のための国際および地域の労働・福利・安全基準の向上 ..	38
第 23 号決議：内陸運輸部会の活動の効果を改善する	40

第 24 号決議：タグボートとトウボート	41
第 25 号決議：水産	42
第 26 号決議：デルタ航空の組織化に対する ITF の全面的支援の再確認	43
第 27 号決議：安全で利用しやすい鉄道	44
第 28 号決議：トランスデブ	45

第 1 号決議：非正規労働者の組織化

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 働く男女が、自身とその家族のために尊厳ある生活を送ることができるよう、ディーセントな（人間らしい働き甲斐のある）仕事を持つ必要があることを認識する。
2. 悪徳使用者の方法の一つとして、新たな採用枠が発生した時に有期契約の非正規労働者を採用したり、正規労働者を非正規労働者に置き換えたりするということがあり、このような非正規化が恒常的に増加していることを認識する。
3. 非正規の交通運輸労働者の組織化を「大きな課題」とし、「非正規の交通運輸労働者の組織化の手法に関する訓練を組合に実施する特定のプログラム」を提案する第 43 回 ITF 世界大会の声明に留意する。
4. ITF「非正規の交通運輸組織化プロジェクト」の非常に大きな成果や「メンター組合（指導者・助言者としての役割を果たす組合）」の組織化モデルの成功に留意するとともに、同プロジェクトを主導した 5 つのメンター組合－ATGWU (ウガンダ)、NCTU (フィリピン)、NETWON および ITWAN (ネパール)、SNTT (コロンビア)、SYNATRA (ニジェール)－を称賛する。
5. 以下の通り、プロジェクトを通じて、非正規の交通運輸労働者の組織化に成功した加盟組織の事例に留意する。
 - プロジェクトに参加した全ての加盟組織が非正規の交通運輸労働者計 10 万人以上を組織した。
 - 非正規の交通運輸労働者を組織する組合が新たに 3 つ誕生した。
 - 6 か国の全国レベルの交通運輸労組の委員会で、非正規の女性労働者を代表する女性役員が選出された。
 - 6 か国でインフォーマル経済の交通運輸部門で働く女性の組合員数が 300% 以上増加した。
 - 6 か国の組合が非正規労働者を包含する規約や手続きを新たに採択した。
 - 9 か国の 15 労組が非正規労働者をターゲットとする新たな組織戦略を策定した。
 - 6 か国で非正規の交通運輸労働者を対象とする団体協約が新たに締結された。
 - 非正規の交通運輸労働者への警察の嫌がらせに対して大きな勝利を収めた。
6. 2018 年 7 月 28 日にカンパラ（ウガンダ）で開催された、同プロジェクトの評価ワークショップに参加した 16 の ITF 加盟組織が採択した「非正規交通運輸労働者憲章」の要求事項を支持する。

7. 「私たちの公共交通」キャンペーンの成功、特に、アフリカのバス高速輸送システム（BRT）の導入に伴う、非正規の交通運輸労働者の組織化の重要性に留意する。
8. 自動化やデジタル化が交通運輸部門の非正規・不安定労働の増加に及ぼす影響や、労働組合の保護を必要とする非正規労働者の組織化戦略やプラットフォーム経済の交通運輸労働者の組織化技術から学ぶ機会に留意する。このような支援は、労働組合の生き残りと言帯という、より大きな利益にかなうものである。
9. 定期的、効率的、かつ説明可能な方法で組合費を収集・管理し、組合の持続可能性と自立を確保することが非常に重要であることに留意する。
10. ITF に以下を要請する。
 - 交通運輸およびその他の産業の非正規労働者の労働者の組織化を支援する長期的なプログラムを開発し、メンター組合の経験を基に、他の国や地域にも活動を拡大すること。
 - ITF 加盟組織が経験を共有し、未組織労働者を組織化するのを支援すること。
 - 非正規の女性労働者がより専門的で安定した雇用を得る機会や、非正規の女性労働者の利益代表およびリーダーシップ、非正規の交通運輸職場の女性への暴力や嫌がらせに対する取り組みを強化するために、非正規労働者組織化プログラムの「女性を目に見える存在に」の要素を拡充すること。
 - 非正規部門と正規部門を組織する組合間の協力、特に、デジタル化や自動化を踏まえて組織化を行っている組合間の協力を強化すること。
 - これまでは、路面運輸や都市交通が非正規労働者の組織化の中心だったが、他の交通運輸部門やサプライチェーン、特に、港湾、鉄道、ロジスティクス、水産、観光の非正規労働者にも支援を拡大すること。
 - 大勢の非正規労働者を組織する組合の持続可能性を強化するために、組合費の徴収、警備、事務・管理の革新化、例えば、バンキングアプリや組合事務管理ソフトの導入やそれらの研修（「持続可能な組合プロジェクト」）を支援すること。
 - ILO 第 204 号勧告で謳われているように、インフォーマルからフォーマル経済への移行について交渉できるよう、組合の能力を強化すること。
 - 非正規の交通運輸労働者の代表者を、ITF の政策策定や、地域および世界レベルでの主要機関（世界銀行、国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）等）における利益代表に全面的に関与させること。

第 2 号決議：グローバル・デリバリー・サプライチェーンと E コマース

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. ITF-UNI グローバル・デリバリー・ネットワークは、1997 年以来、大手グローバル・デリバリー企業の DHL、FEDEX、GeoPost、Toll/日本郵便、UPS で働く労働者を代表する組合同士の連帯と情報交換を円滑にしてきた。同ネットワークは、これらの企業で働く労働者の連帯と組合の力を拡大する取り組みを発展させている。同ネットワークは、グローバル貨物輸送、宅配便、ロジスティクス産業の主な課題に対する ITF の革新的な対応である。郵便労組とその使用者である郵便事業者は、グローバル・デリバリー産業の重要な参加者であるため、ITF は UNI グローバルユニオンと協力している。こうした企業に着目した国際産別同士の協力関係から、国際産別による共同アプローチが育まれている。これらのグローバル・デリバリー企業は、道路、航空、鉄道、海運、サプライチェーン・マネジメントを融合させ、貨物の一貫輸送システムを構築している。
2. E コマースは 2020 年までに 3,150 億ユーロ産業へと成長することが予測されており、現在、年 15%以上拡大している。グローバル E コマースは Amazon、JD.com、アリババなどの少数の巨大企業によって占有されている。これらの企業による大量の個人データの管理により、中小 E コマース業者は競争には及ばず、大企業は零細企業に比べて益々競争優位をもつようになっている。配送の価格とスピードはオンラインで買い物をする顧客にとって最も重要な要素である。したがって、こうした E コマースの巨大企業は、DHL、Fedex、トール、UPS や郵便サービス業者などと契約を結ぶことでロジスティクスのアウトソーシングを拡大するとともに、社内のロジスティクス・ネットワークを益々発展させている。したがって、E コマース企業自体が小売り企業であると同時に、ロジスティクス企業のようにもなっている。
3. E コマースの急速な拡大により、倉庫やラストマイル配送の仕事が増えていくことになりそうだ。しかし、こうして生まれた仕事の多くが派遣労働や偽りの自営業など、不安定な雇用状況に置かれる。仕事の指令をスマホのアプリを通じて行う実験も行われ、配送の仕事の不安定性が増している。
4. 2013 年以降、Amazon は数十億ドルを自社の貨物・宅配便輸送ネットワークの構築に投資している。米国では、例えば、少なくとも 40 基の貨物航空機をリースしたり、Amazon のブランド入りのトレーラーを 4,000 台以上購入したり、中小の輸送会社と直接契約を結ぶことを含め、ラストマイル配送サービスの実験を行ったり、Amazon フレックスアプリによる配送システムを構築したりしているが、これも偽りの自営業者を抛り所としている。さらに、Amazon は既に数多く存在するフルフィルメントセンター、仕分けセンター、配送センターなどを継続的に増やしている。2017 年、自社の航空機の新たな貨物ハブとすべく、ケンタッキー空港に 15 億ドルの投資をすると Amazon が発表した。同空港には、最終的にプライムエア貨物機 100 機と従業員 2,700 人を配置する予定でいる。

5. ITF-UNI グローバル・デリバリー・ネットワークはロジスティクス産業の主なグローバル企業について、多モードに焦点をあてた議論を展開する独特の場であり、グローバル交通運輸産業の急速な変化に ITF が対応する上で、不可欠な要素となっている。

同ネットワークが刺激となり、組織化、労使交渉、運動展開、ネットワークづくり、リサーチ、情報交換、教育、使用者との対話において新しいアプローチが生まれてきた。

6. したがって、第 44 回 ITF 世界大会は ITF が以下を行うことを決議する。
- 進化するロジスティクス環境の中で、組織化、コミュニケーション、リサーチ、戦略的キャンペーン展開において、ネットワークに参加する組合同士の協力関係強化を促進することを通じ、グローバル・デリバリー・ネットワークの実施を支援する。
 - ITF は UNI と協力し、年次グローバル・デリバリー・ネットワーク会議を開催し、Amazon、DHL、DHL、FEDEX、GeoPost、Toll/日本郵便、UPS で働く労働者と、その関連サプライチェーンで働く労働者を組織する組合同士の連帯、戦略策定、情報交換を促進する。
 - 同ネットワークの戦略を実施する上で、グローバル・サウスの加盟組合を支援するための教育プログラムを作成する。
 - グローバル・デリバリー・ネットワークを支援するため、ITF 部会間の継続的な協力関係を奨励する。
 - ITF と UNI の同ネットワークに関する協力関係を維持し、適宜、他の国際産別(GUFs)との協力関係も維持する。
 - 進化しつつある IT、倉庫、小売、サプライチェーン、ロジスティクスの変化と、それが労働者や使用者にもたらす影響を監視し、業界の進化とともに、同ネットワークの活動範囲を調整する。

第3号決議：セーフレート（安全報酬）と顧客責任を追及するグローバル闘争の強化

2018年10月14～20日にシンガポールで開催された第44回ITF世界大会は、

1. 世界中で、商用車の運転手は長時間労働を強いられ、一方で、低賃金と、「経済的使用者」が押し付ける経費削減策ゆえに、疲労、速度の出しすぎ、貨物の過積載などの危険な運転をせざるを得ない。「経済的使用者」とはすなわち、サプライチェーンの頂点に君臨する顧客企業や政府、大手輸送業者のことだ。こうした状況が商業運転手と全ての道路利用者を大変なリスクに晒しているにも関わらず、複雑な重層下請け構造と、サプライチェーン全体を通じて説明責任を明確にする規制が欠如している結果、経済的使用者は責任を追及されずにいる。
2. これに対抗し、学者、弁護士、政治家、労働組合がこの20年間、連携してきた結果、顧客企業と輸送業者にサプライチェーン全体を通じ、公正なレート（運賃）を支払い、ディーセントな(人間らしい)労働条件を担保することを強要し、そうすることで、危険運転せざるを得ないといったプレッシャーからトラック運転手を解放し、事故を大幅に低減させるモデルが考案されてきた。このモデルは、セーフレート（安全報酬）として知られるが、道路の安全を向上させ、グローバル・サプライチェーンにおいて、適正労働（ディーセントワーク）を保障する上での最良慣行として、国際労働機関（ILO）から認識され、運輸業界や使用者、各国政府、労働組合の代表者からも支持されている。
3. さらに、セーフレート・モデルは、オーストラリア、韓国、カナダなどの国の法律に部分的に導入されており、顧客企業と国内レベルおよび国際レベルで締結された合意書にも盛り込まれている。より最近では、2018年に、オーストラリア運輸労組（TWU）とITFが輸送大手のトール社とグローバル協定を締結した。また、TWUとオーストラリアの小売大手、コール社が全国に適用される一連のサプライチェーン原則に調印した。さらに、韓国公共運輸労組のトラック貨物連帯部（KPTU-TruckSol）は、限定的だがセーフレートシステムを韓国の国会で承認させることに成功した。欧州では、ITF、欧州運輸労連（ETF）および両組織の加盟組織が組織化と、大手小売企業とのサプライチェーンにおける説明責任を追及する運動を拡大し、国境を越えて運転するトラック運転手にも、一定の国で運転するなら、その国の労働条件を適用することを求めている。米国では、チームスター労組がロサンゼルス港で画期的な勝利を収め、運転手の権利を獲得する闘いを継続している。アルゼンチンでは、政府に輸送業界の社会正義を促進させる闘いを労働組合が率いた。
4. こうした進歩は、セーフレートを制限のない形で国内法に盛り込み、国際基準のモデルを構築する闘いを強化する上での基盤となる。こうした基盤の上に積み上げる形で、向こう2～3年間に、TWUとKPTU-TruckSolは、オーストラリアと韓国で、ストライキや抗議行動を激化させる計画を立てている。

5. 最近の成功例と今後国内で計画される闘争によってもたらされる機会を認識し、ITF と加盟組合は、次の世界大会までの期間において、以下の行動を含む、グローバル・セーフレート・キャンペーンを展開することを約束する：

- 次の世界大会までの期間にアジア太平洋地域でセーフレート・シンポジウムを開催する。
- 大使館前での連帯行動や、大規模なストライキや抗議行動に連帯のための代表団を派遣することを通じ、オーストリア、韓国、その他の国において展開される、無制限のセーフレート法制を勝ち取り、顧客企業の責任を追及するための闘争を支援する。
- 越境運転手の国境を越えた組織化と、「現地の仕事には現地の労働条件を求める」取り組み、欧州の主な顧客企業に圧力をかける取り組みを継続的に支援する。
- 政府の支出や契約など、経済的使用者として、各国政府が影響力をもつが管理しているサプライチェーンに圧力をかけるよう努力する。
- 欧州、北米、アフリカの全域で抗議行動と実力行使を支援する。
- 主要な三者会議に関係加盟組合が参加をするなど、路面輸送の安全について ILO で行われる議論や、グローバル・サプライチェーンにおけるディーセントワークに関する会議で、労働組合が影響力をもてるよう取り組む。
- セーフレートを支持する運輸業界の利用者や他のステークホルダーと継続的に関係を構築し、協力することを通じ、セーフレートシステムの導入と実施に向けて努力する。
- これらの活動を実施するにあたり、適切な人材と資金を充当する。

第 4 号決議：ITF 加盟組合協議会 (NCC) および連絡担当者 (NPC)

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 加盟組合が ITF 加盟組合協議会（NCC）を設置し、各国の ITF 活動について議論し、調整することを ITF 規約（第 2 条 3 項 d）が奨励していることを想起し、
2. NCC の目的は、ITF 加盟組合が結束し、調整のもとに ITF 活動に一丸となって貢献し、国内レベルでお互いを支援することであると認識し、
3. NCC の存在により、加盟組合が ITF の活動計画に当事者意識をもつようになり、加盟組合同士のコミュニケーションやインタラクションが改善され、個々の加盟組合が強化されるなど、前向きな影響があることを認識し、
4. ITF 地域事務所の支援のもと、以下の目的で加盟組合協議会(NCC)を設置・発展させることを ITF 加盟組合に求める：
 - ITF のグローバルレベル、地域レベルの戦略に貢献するための国内の活動計画の策定と実施を議論する。
 - 関係する ITF プロジェクトやキャンペーンの実施に貢献し、その進捗状況を監視する。
 - ITF 加盟費の支払いを含め、各国の ITF 加盟人員を監察し、既存の加盟組合の ITF 登録人員を増やしたり、ITF 未加盟組合を探して関係を構築するなど、ITF の加盟人員を拡大するための戦略を構築する。
 - 必要に応じて国内外で連帯を動員する。
 - 国内の組合間で最良慣行に関する情報を共有する。
 - 女性や青年組合員の参加を促すための機構や活動を構築するよう加盟組合を奨励・支援する。
 - 可能であれば、全国民に関係する労使問題や政治問題などの国内問題について共通の立場を構築する。
 - 可能であれば、国内の産業別の戦略を構築・調整し、ITF の多国籍企業、ハブと交通回廊（コリドー）、各都市の統合公共交通の発展などに関する ITF の活動に貢献する。
 - 選挙に基づく ITF 内の役職への立候補者を決め、ITF に連絡する。
 - 国内の加盟組合同士のコミュニケーションを円滑化し、その国の加盟組合協議会(NCC)の活動や、重要な国内の動向について、ITF 書記局に常時連絡する。
5. ITF 地域事務所の支援のもと、各 NCC が以下を行うことを求める：
 - 少なくとも一年に一度は会合をもつが、必要であればより頻繁に会合する。

- 議長と書記長を選出し、うち 1 名は各国の連絡担当者(NPC)を務める。
- 連絡担当者(NPC)が他国の NCC に属する他国の NPC と連絡を取り、情報交換し、共通の課題を見つけ、経験を共有し、活動計画策定にあたり調整を行うよう担保する。
- NPC が収集した情報が、その国の NCC に参加する組合や NCC 不参加の ITF 加盟組合へ、国内レベルで行き渡るよう担保する。
- 加盟組合協議会(NCC)には女性交運労働者と青年交運労働者の代表も入るよう担保する。
- 全ての ITF 加盟組合がその国の NCC に加入し、NCC の会議に出席するよう促す。
- 適切な場合、ITF 未加盟組合も NCC の会議に招待する。
- 将来の NCC 会議の議題について、加盟組合や ITF 地域事務所の書記局と連絡を取る。
- 主な論点、決定事項、合意された行動など、全ての NCC 会議の記録を残し、それを周知することで、国内の ITF 加盟組合と ITF 書記局が常に情報を得られるようにする。
- ITF 書記局が加盟組合について（組織人員数、主な役員名、連絡担当者などの）最新の情報を確実に入手できるよう担保することを国内の全ての ITF 加盟組合に奨励する。

6. ITF 地域事務所の書記局に以下を求める：

- 可能な場合、要請に応じ、NCC のロジ面や運営面の支援を提供する。
- 各国の NCCNCC との折衝役を務める地域事務所の担当者を任命する。
- NCC 会議開催の調整について、各国の NCC の議長や書記局を支援する。
- ITF の地域の活動計画の実施の進捗状況を各 NCC に報告する。
- 可能であれば全ての NCC 会議に出席する。少なくとも一年に一回は出席する。
- NCC の活動を ITF の地域レベル、グローバルレベルの活動計画と連携させる。また、情報を確実に共有する。
- 適切な場合、他の国際産別組織（GUFs）との協力を促す。

第 5 号決議：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時の性別と異なる性別で生きようとする人）、クィア（性的少数者全般）、インターセックス（両性具有・性分化疾患患者）（LGBTQI）に関する、他の国際産別組織（GUF）の労働組合の方針の促進

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 以下を認識し、

- ITF は、国際公務労連（PSI）、教育インターナショナル（EI）と共に、LGBTQI の権利を積極的に促進するとともに、性的指向やジェンダー・アイデンティティー（性自認）に基づく差別と闘い、この問題に関する取り組みを行うことを加盟組合に呼び掛ける伝統を確立してきた。
- 最近、国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会（ILGA）が発行した年次報告書によると、2016 年、世界の 75 カ国が同性愛を犯罪とし、そのうち 13 カ国が死刑を適用している。
- 正確な数字は公表されていないが、多くの国で、トランスジェンダーやインターセックスの人々の状況を認識する法律が不十分あるいは不適切である。
- LGBTQI の人々に対する差別を禁止し、彼（女）らを守る法律や政策を導入している国でさえ、LGBTQI に対する社会的排除、ハラスメント、いじめ、不当解雇、その他、LGBTQI を忌み嫌う事件が日常的に発生している。
- 労働組合は、労働市場あるいは職場の人々を守り、あらゆる差別に反対する役割を担っているという原則は依然として有効である。

2. 以下を決議する。

- 引き続き PSI および EI と共に、LGBTQI への差別に反対する闘いを方針に盛り込ませることを他の国際産別組織（GUF）に呼び掛ける。
- LGBTQI の権利を守るために活発に活動する組合員で構成され、行動や活動のアイデアを交換したり、GUF の職員を支えたりする、GUF の枠を超えた合同国際作業グループを設置し、ITF/EI/PSI の LGBT フォーラムの経験を活動の参考とすることを提案・促進する。

第 6 号決議：朝鮮半島および東アジアの和平への支持と交通運輸労働者の役割

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 朝鮮半島の最近の動向は、朝鮮半島および東アジアの和平が望める新しい時代の到来を告げている。70 年におよぶ分断と対立を経て、最近行われた南北首脳会談および米朝首脳会談は、朝鮮半島の非核化および東アジアにおける平和体制の樹立に向けての新たな方向性が築かれた。ITF 世界大会は、これらの動向が、韓国および東アジアの労働者や市民による平和への努力なくしては不可能だったであろうことを認識する。
2. しかし、恒久平和体制の樹立のためには、最近、南北朝鮮および米朝の間で締結された軍事的緊張の緩和や平和関係の構築に関する規定を含む合意書が実施されなければならない。また、朝鮮戦争を終結させる和平協定が締結されなければならない。さらに、このプロセスに労働者の関与が保障されなければならない。
3. 交通運輸労働者にとって最も重要なのは、南北を結ぶための東・西海線鉄道・道路連結の着工式を 2018 年末までに実施するという南北合意書が締結されたことである。
4. 交通運輸労働者、特に鉄道労働者は、南北鉄道連結を通じた東アジア鉄道ネットワークの完成を基に、この地域の和平のための共通ビジョンを構築することで、この歴史的瞬間が生み出す機会と課題に率先して対応することができる。東アジア鉄道ネットワークの完成は、労働者の労働条件と、安全かつ便利で安価な交通運輸を利用できる利用者の権利を確保しながら達成されなければならない。
5. そのために、ITF と ITF 加盟組織は以下を決議する。
 - 朝鮮半島および東アジアの和平を求める ITF 加盟組織の活動を支援する。
 - 平和で平等な社会、およびそのような社会を支える安全かつ安価で労働者に優しい統合大陸鉄道のための共通のビジョンを構築するために、東アジアおよびユーラシアの鉄道および交通運輸労働者の交流を支援・支持する。

第 7 号決議：パレスチナの交通運輸労働者の支援

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. パレスチナの交通運輸労働者は、旅客と貨物の双方の輸送において、極めて過酷で、しばしば予期せぬ制約が設けられる困難な環境の中で仕事をしている。
 - 2010 年のメキシコ大会および 2014 年のソフィア大会の決定を実施する中で、ITF がパレスチナの交通運輸労働者に対して、例えば、以下のようなパレスチナ交運労組支援プログラムを行い、支援を提供してくれたことを認識する。
 - カナダのユニフォー労組と ITF の支援で、イルター・トラックターミナル（バック・トゥー・バック・ターミナル）で行われたトラックドライバー支援プロジェクト。
 - スウェーデンの運輸労組およびユニオン・ツー・ユニオン労組、ITF の支援で、あらゆる交通運輸産業で労働組合を増やすことを目指した、2017 年の組織化プロジェクト。
 - 例えば、ITF アラブ地域事務所の調整で、かつて 2 回行われた人道的支援を、現在でも継続的に ITF と加盟組合がガザに提供してくれる用意があること。
 - ITF のパディ・クラムリン ITF 会長、スティーブ・コットン書記長をはじめ、加盟組合の指導者から成る ITF ハイレベル代表団をパレスチナに派遣し、パレスチナの交運労働者に連帯を表明してくれたこと。
 - パレスチナ運輸労組の招聘で、ITF 青年代表 2 名がパレスチナを訪問し、パレスチナの青年労働者と ITF 青年代表団に参加した青年の間の友情と連帯が構築されたこと。
2. 2018 年のシンガポール大会では、以下の内容を含む、パレスチナ交通運輸労組支援のための包括的な 5 年計画を策定することを ITF に要請する。
 - イルター・バック・トゥー・バック・ターミナルを活用し、運転手のためのイルター・プロジェクトの支援を継続するよう努力する。
 - パレスチナ労働組合総連盟(PGFTU)とともに、パレスチナ交通運輸労組を支援し、パレスチナの他のバック・トゥー・バック・ターミナルや、主なトラック停車ターミナルでトラック運転手を組織する。
 - 国境を越えた違法トラック輸送によって、パレスチナのトラック運転手が悪影響を被っている問題に対応するため、パレスチナ交通運輸労組が展開している運動を支援する。
 - 交通運輸労組を拡大し、あらゆる陸上輸送産業へと組織対象を広げ、組織人員を増やし、組合が財政的な持続性を確立できるようにするためのユニオン・ツー・ユニオン労組プロジェクトの支援を維持する。
 - 次の大会までの期間に、再び ITF のハイレベル代表団をパレスチナに派遣し、ITF 加盟組合にも同様の代表団を派遣するよう奨励する。

- 青年労働者代表団を再びパレスチナに派遣する。
- ガザ運転手組合復活のため、具体的な支援策を探る。
- 必要に応じて追加のプロジェクトの実施を支援するため、パレスチナ交通運輸労組とその組合員のための、ITF と加盟組合の出資による連帯基金を維持する。

第 8 号決議：一地点に所在する倉庫、ロジスティックス、ターミナルで働く労働者

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 2018 年 ITF 世界大会のテーマ文書(CTD)に記されている通り、倉庫業務は「ITF の対サプライチェーンの戦略的アプローチにおいて最も重要度が高い」ことに同意する。倉庫業務は交通運輸の自動化、成長する E コマース、国際交通運輸の将来の動向の影響を真っ先に受けることになる。
2. ITF の活動範囲を倉庫に拡大し、この方面の活動を発展させるために、2017 年 4 月の執行委員会で初めて合意された通り、当該運営グループを設置するという決意を ITF と執行委員会が維持していることを支持する。
3. ITF に加盟する倉庫労働者は部会横断的にあまねく存在することを認識する。一地点に所在する倉庫（Fixed Location Warehouse）や、ロジスティックス部門、ターミナルで働く ITF メンバーは現在、民間航空部会、内陸運輸部会、海事部会に加盟している。
4. 2018 年 2-3 月に、倉庫産業で働く労働者の規模と組織状況について ITF 加盟組合を対象に行った調査結果を認識する。65 組合が調査に回答し、回答した組合は少なくとも 3 万人の倉庫労働者を組織していることが判明した。
5. この調査にまだ協力していない加盟組合には、回答することを奨励する。
6. 一地点に所在する倉庫（Fixed Location Warehouse）、ロジスティックス、ターミナル労働者の一般委員会を設置することを ITF に要請する。この一般委員会は以下の通りとする：
 - 当該の労働者を組織する全ての加盟組合に開かれたものとする。
 - 年一回会合をもち、向こう一年の活動計画に合意する。
 - 議長（執行委員会に議席をもつ）1 名と 2 名の副議長から成る。
 - 資金と人材の両面で専門の資源を割り当てられる。
 - ITF の他の部門や主要委員を出す ITF 加盟組合と連絡を継続的に取るために「連絡担当者」を設置する。
7. 現行の全ての活動を維持し、活動計画を実施する責任を「一地点に所在する倉庫（Fixed Location Warehouse）、ロジスティックス、ターミナル運営委員会」に委ねることを ITF に要請する。運営委員会は以下の構成員から成るものとする：

- ITF の各地域委員会が指名した、各地域の代表者（一地域につき 2 名）
- ITF の各産別部会（観光部会を除き、各部会から 1 名）、女性委員会、青年委員会のそれぞれから指名された代表者
- 場合に応じ、一般組合員
- 可能であれば、倉庫の側面に焦点をあてた各優先プロジェクトから代表者 1 名
- 倉庫関係の活動に立ち上げ当初から関わってきた国と組合。この規則は次の世界大会以降は無効となるものとする。
- 議長への事前相談に基づく、オブザーバー組織や個人

第 9 号決議：抗議とブラジル政府の評判– 労働改革に関する憂慮

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 労働組合や労働者の団体交渉権を制限および（または）否定するために、世界中で政府が法律を利用した介入を行うケースが急増していることに留意する。
2. 労働者の基本的権利を制限し、否定する後退的な法律改正を糾弾する。
3. 2017 年 7 月 13 日に公布されたブラジル連邦法 13.467 は、長年にわたり、労働者が勝ち取ってきた権利を含む、ブラジル人労働者の権利をはく奪するものだ。また、この悪名高い労働改革法は、労働者階級には到底支払えない多額の費用を義務付けることで、労働裁判所を利用し、裁判所に提訴する労働者の権利をも制限している。
4. Avenida Passos, 91 - 9°.

Andar – Centro, Rio de Janeiro, RJ, Brazil に所在するブラジル全国鉄道労連 (FNTF) は、鉄道労組の連合体であり、加盟組織を代表して、以下を要請する：

5. 2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催される第 44 回 ITF 世界大会の動議提出期限に従い、ブラジル全国鉄道労連 (FNTF) は、以下の「抗議とブラジル政府の評判に関する動議」を提出する：
6. 提出根拠: 2004 年 12 月 8 日の憲法修正第 45 条により、企業が団体交渉を拒否した場合、労働裁判所の判断に従うことを要件とする、1988 年制定の憲法第 114 条 2 項が修正された。2017 年の法律 13.429 号は、アウトソーシング法として知られるが、これにより、いかなる企業活動のアウトソーシングも可能となり、不安定雇用が促進された。2017 年の連邦法 13.467 号は労働改革法であり、総合労働法（CLT）

の 100 条余りの条項を改正した。その結果、ブラジル憲法、とりわけ、都市部および田園部の労働者について規定する第 7 条に抵触する結果となった。

7. 労働者への悪影響：1988 年制定の憲法第 114 条 2 項を修正する 2004 年 12 月 8 日の憲法修正第 45 条が承認されたため、労働者の司法へのアクセスが制限される法律が通過したことになる。なお、憲法第 114 条 2 項は以下のように定めている：「労使どちらかが団体交渉も仲裁も拒否した場合、共通の合意により、経済的性質の紛争について、労働裁判所の判断を求めることができる。労働裁判所は労使紛争の解決にあたり、法律が定める最低限の規定と、雇用保護に関する以前に合意された契約条項に準拠する」
8. 憲法修正第 45 条により、使用者は労使交渉を拒否することが可能になり、ばかげたことに、労働組合は使用者の合意があった場合のみ、労使紛争の解決を労働裁判所に求めることができるため、使用者が団体交渉を完全に管理することができるようになった。使用者が労使紛争の判断を裁判所に委ねることに合意した試みはない。労働改革法案が国会を通過したため、以前に合意された契約条項の継続的法的効力（「先行性」）が、労働時間などの特定の労働条件に関する労使の直接交渉という選択肢とともに排除され、労使交渉においては最低限の規定すら拘束力をもたなくなった。
9. 2017 年の法律 13.429 号により、あらゆる業務（エンド業務とプロセス業務）の無制限かつ完全に無規制のアウトソーシングが可能になった。この法律は、外注先企業は連帯責任ではなく、副次的責任を負うと定めている。すなわち、外注元企業の責任が期限切れとなった場合、労働者が訴訟を起こせる相手は外注先企業のみということになるが、これには何年にもわたる法的手続きが必要となり、裁判所への提訴にまつ費用も労働者が負担しなければならない。
10. 総合労働法（CLT）を改正する、2017 年の連邦法 13.467 号、すなわち労働改革法はブラジル憲法、とりわけ、都市部および田園部の労働者について規定する第 7 条に抵触することになり、ブラジルのあらゆる労働者に即座に悪影響を及ぼしている。強行採決された改革法は、労働組合の連合体の資金調達に関する規則を変更することで、また、労働者が到底支払えない費用を負担させ、労働者の労働裁判所へのアクセスを困難にすることで、労働組合やその連合体を弱体化させている。
11. 連邦最高裁では、この法律の違憲性を問う 5 件の事案が争われているが、この決着がつくのに 13 年もの月日がかかることになるだろう。一方、無数の労使紛争案件が、企業経営者が当該の労使紛争を裁判所に持ち込むことに合意しないため、きちんとした判決も出ないまま、終了したものと見なされている。また、労働法改革を憲法的見地から疑問視する違憲性裁判も 20 件行われている。本来の法律とは裏腹に、改革労働法は組合費の支払いに関する特定の事前承認を要件とすることにより、労働組合をその基盤、すなわち、

ブラジルの労働関係組織の維持に不可欠な資金源から切り離す条項を導入することで、労働者の保護をさらに手薄にさせている。

12. 2017 年の連邦法 13.467 号の一部条項が、ブラジルが 1952 年および 1992 年にそれぞれ批准した、ILO98 号条約および 154 号条約に直接違反することに憂慮をもって留意する。
13. 我々の主張をより深く分析してもらうため、当該の法律と改正法、政府側の根拠をこの動議に添付する。

結論:

14. 上述の法律の導入により、直ちに明確な悪影響が労働者に及んでいことを考慮し、ブラジル全国鉄道労連 (FNTF) とその加盟労組は、「抗議とブラジル政府の評判に関する本動議」を承認することと、第 44 回 ITF 世界大会からブラジル当局に本動議を提出することを要請する。ブラジル当局はブラジル憲法とブラジルの法律に従う憲法上の義務と、他者がそれらに従うことを担保する憲法上の義務を負っているからだ。

連邦最高裁

連邦最高裁判所は、ブラジル司法制度の最高当局である。

所在地: Supremo Tribunal Federal, Praça dos Três Poderes, Brasília, DF – CEP 70175-900

ブラジル議会

ブラジル議会は連邦国会議員を任命し、上下両院を通じ、法律で定められた権力を行使する。

所在地: Congresso Nacional, Praça dos Três Poderes, Brasília, DF – CEP 70160-900

ブラジル連邦政府および大統領官邸

所在地: Governo Federal – Palácio do Planalto, Praça dos Três Poderes, Brasília, DF – CEP 70150-900

15. ITF に以下を要請する。
 - 2017 年の連邦法 13.467 号の徹底的見直しを管轄当局が行い、適切な政労使による協議を行い、また国際法や憲法上の義務を遵守するために必要な修正を実施することにより、ブラジル憲法および関係する I L O 条約のもとに規定された義務を確実に遂行することをブラジル政府に求める。
 - さらに、加盟組合、国際労働組合総連合 (ITUC)、ITF 以外の国際産別組織 (GUF)、関連する非政府組織などと協力し、ブラジルの労働者の基本的権利のために闘う。

第 10 号決議：ベネズエラ・ボリバル共和国に対する国際的な攻撃と封鎖に反対する動議

2018年10月14日～20日にシンガポールで開催された第44回ITF世界大会は、

1. ベネズエラ・ボリバル共和国の機関や民主的に選出された政府（労働組合を含む）に対して、国際的かつ組織的な攻撃や意図的な経済・金融封鎖が行われていることに留意する。
2. これらは、国際的なメディアによって強化され、帝国主義者の利益のために、主権を有するベネズエラ・ボリバル共和国国民に対する激しいキャンペーンが行われており、同国の労働者や労働者組織に影響が及んでいることに留意する。
3. チャベス司令官の伝説に鼓舞されたベネズエラ国民が、自分たちの政治・経済に関する決定に関して、自治と主権を享受する権利を有することに留意する。
4. ベネズエラ国民の生活の質に影響を及ぼす経済・社会問題は、一部の外国による介入行為－外国の軍事介入の条件を作り出すことを目的とする違法かつ一方的な強圧手段および残忍な経済戦争の実施が原因であることに留意する。
5. ベネズエラが他国で生産される医薬品、食品、消費財、生活必需品を購入することを禁ずる米国の制裁は、ベネズエラの国民に死と苦悩をもたらし、深刻な人権侵害に相当することに留意する。
6. 帝国主義国とその同盟国によるこの継続的な侵略に対するベネズエラの国民および労働組合の闘いは、ボリバルと、独立、正義、そして我が祖国をラテンアメリカの偉大な力の枠組の中でより偉大なものとするためのチャベスのプロジェクトを維持、強化することを目的とすることに留意する。
7. そのためには、我々は階級を超え、断固たる決意を持ち、彼らのキャンペーンが我々を混乱させるのを阻止し、我々の団結を強化する必要があることに留意する。
8. ベネズエラの交通運輸労働者は全交通運輸部門を対象とする強力な全国的な組織を作り上げてきたが、国際的な封鎖によって、彼らの雇用や彼らの家族の未来が危険にさらされていることに留意する。
9. 以下を決議する。
 - ベネズエラ・ボリバル共和国の自由かつ主権的かつ独立的地位と国民の民族自決権を支持する。

- ベネズエラ・ボリバル共和国の国民に影響を及ぼす軍事的、経済的、金融的、その他いかなる形態の介入を拒否する。
- ベネズエラ・ボリバル共和国の国民に負担を強いる、違法かつ国際的な封鎖の中止を要求する。
- ベネズエラ・ボリバル共和国の国民、特に男女労働者への支持を表明する。

第 11 号決議：イランのトラック労働者のストに関する死刑判決

2018年10月14日～20日にシンガポールで開催された第44回ITF世界大会は、

1. 以下に留意する。

- a. イランのトラック運転手の雇用保障が脅かされ、35 万人ものトラック運転手が数ヶ月間、賃金未払いや極度のインフレに苦しんでいる。
- b. 2018 年 5 月、25 州、160 都市の自主的に団結したトラック運転手が、低賃金、諸経費の増加、通行料やその他の手数料の値上げをめぐり、ストを実施した。
- c. 2018 年 9 月 22 日以降、自主的に団結したトラック運転手約 50 万人が、苦境を訴えるために、31 州、290 都市で行動を起こしている。トラック運転手らは、政府に対して、彼らの苦境に対処するとともに、彼らの生活に影響を与える決定に労働者が意見を言うことができるようにすることを要請している。
- d. ストが開始されてから 16 日間に、様々な州のトラック運転手 200 人以上が、ストに参加したために拘束されたと報告されている。

2. さらに以下に留意する。

- a. グローバル・ユニオンは、イランにおける労働権の侵害について、ILO を通じて、一貫して苦情を申し立ててきた。イランは、ILO の創設メンバーであり、理事国でもある。昨年 9 月、グローバル・ユニオンは、「早急にイラン政府に介入し、ILO 加盟国の義務として上述の人権・労働組合権侵害を是正することをイラン政府に要請すること」を I L O に再度促した。
- b. ITF は、この問題に関するイラン政府の公式な回答を待っている。

3. ITF は、カズヴィーン州検察がストに参加しただけで逮捕された者のうち 17 人に死刑を求刑したというイラン国営メディアの 10 月 8 日付の報道を可能な限り強い表現で非難する。

4. 以下を要請する。

- a. 投獄されているトラック運転手を解放するとともに、労働者に恐怖心を植えつける作戦を直ちに止め、代わりに、トラック運転手の要求を聞くとともに、彼らが家族を養うための最終手段として直接行動を取るに至り、経済的手段が必要であるという彼らの訴えを聞くよう、イラン政府に要請する。

- b. イラン政府に直ちに介入し、報道されている刑を中止し、無実の労働者を解放し、労働者の指導者と対話を行い、独立的な労働組合の労働組合権を実現させるという目的を強固なものにするようイラン政府に求めることをILOに要請する。
- c. イラン政府に労働者の権利の尊重を説得するために、書簡の送付や戦略的なキャンペーン（運動）を含む可能な限りの圧力をかけるよう、ITF加盟組織に要請する。

第 12 号決議：アルゼンチンの組合の自由を守る動議

2018 年 10 月 14 日～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 反労組の政府の弾圧により、アルゼンチンの労働組合運動が苦境に追いやられている状況に鑑み、この緊急動議を大会に提案する。
2. アルゼンチンの労働者の生活の質や購買力に影響を及ぼすインフレをもたらした政府の誤った決定の結果として、アルゼンチン国民が厳しい経済危機に直面していることに留意する。
3. アルゼンチン政府が反労組の弾圧や抑圧を加え、違法かつ非道徳的な方法で司法制度を利用し、組合指導者を弾圧していることに驚愕する。これらの「介入」は、軍事政権の時代が終わってからは、発生していなかった。これらの「介入」を通じて、政府は政治家の親族を組合の資源の責任者に任命し、彼らに法外な給与を支払い、組合規約や、ILO 第 87 号条約および第 98 号条約に規定される組合の自由に関する全ての原則に違反している。組合指導者が違法に拘束されているだけでなく、これらの拘束が法的な手続きを経ずに何年も続くことがしばしばある。
4. 最も活発な組合の一つである、ITF加盟トラック運転手労連とその指導者のヒューゴ・マヤノおよびパブロ・マヤノがアルゼンチン大統領に直接、攻撃されていることを懸念する。
5. アルゼンチンのある州裁判所は、明らかに政府の要請を受け、トラック運転手労連が労働者の賃下げ受け入れを拒否したことを理由に、パブロ・マヤノに逮捕状を出したと言われていることを深刻に懸念している。

この逮捕状は、抑圧的なマウリシオ・マクリ政権の非道徳的な行為が継続していることを表している。

6. 第 44 回 ITF 世界大会は以下を決議する。
 - 労働者階級の原則に背くことを拒否することで、組合の責任を遂行した無実の組合指導者を訴追するために司法制度を利用するなど結社の自由の侵害は、いかなる形においても非難する。
 - 組合に対する弾圧・脅迫のシステムを実施し、組合指導者を投獄し、労働者の資源を盗むアルゼンチン政府に対する非難を表明する。
 - アルゼンチン政府の非道徳的かつ違法な行為を非難するとともに、法の支配を尊重し、組合に対する弾圧を止め、政治的な理由を他の理由でカモフラージュしながら拘束されている組合指導者の解放を要求

することをITF加盟組織に求める。連帯表明の運動は、アルゼンチンの大使館、大統領、政治家に書簡を送り、国会での支持演説や欧州委員会（E C）の支持行動を要請することなどであるが、これらに限らない。

- アルゼンチンの労働組合運動全般、特に、トラック運転手労連とその指導者のヒューゴ・マヤノとパブロ・マヤノに連帯を表明する。

第 13 号決議：競争法を通じた、団体交渉に対する攻撃

2018 年 10 月 14 日～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. スペイン労働者委員会（CCOO）海事部門は、国家市場競争委員会（CNMC）による労使交渉に対する攻撃を非難する。CNMC は、港湾サービス事業者間の自由競争の確保を理由に制裁手続きを取った。（ビーゴ港の組合と企業に対し、2018 年 7 月 30 日に最終的な制裁措置。）
2. CNMC が果たしている役割や、港湾サービスを提供する会社の変更の場合の労働者に対する強制執行の可能性は、新たな制裁を恐れるあまりに団体交渉の停止につながる。
3. 彼らのために、シンガポールに集う ITF 加盟組織に以下を要請する。
 - CNMC の行動を否定すること。
 - 港湾労働者の正当な団体交渉権を支持すること。

第 14 号決議：イエメン

2018 年 10 月 14 日～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 紛争によって、イエメンの国民と労働者が苦しんでいることに留意し、
2. イエメンの空港や港を管理、封鎖する連合軍の行動に留意し、
3. 食料や医薬品を含む必要最低限の人道支援を保障するためにできる限りのことをしようとする海事・交通運輸労働者の努力に留意し、
4. 女性や子供含む何千人ものイエメン国民が命を落したり、負傷したりしたことに留意し、
5. 我々、イエメンの ITF 加盟組合は、
 - イエメンの交通運輸労組に対する ITF の支援や、
 - 国際社会による必要な食料の提供や人道支援に感謝し、
6. 以下を要請する。
 - 人道支援物資の輸送のために空港や港湾を開けておくよう、ITF 世界大会が国際社会や連合軍に圧力をかけること。
 - 全イエメン国民の移動の自由を保障するために、全ての港湾と空港を開けておくこと。
 - ITF がイエメンの加盟組合への支援を継続すること。

第 15 号決議：業務上過失致死罪

2018 年 10 月 14 日～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 職場の安全手順・対策が完全に欠如しているために、世界の労働者が命を落としている。
2. 大会動議の締切日以降、ニュージーランドのオークランドで 1 名、ギズボーンで 1 名の港湾労働者が命を落とした。
3. この問題は全部門に共通する問題である。路面運輸部門では、オーストラリアのトラック運転手の死亡事故が増えており、最近では、2018 年 9 月 13 日に 2 人のトラック運転手が死亡した。
4. 我々は、全ての労働者は、職場から家族の元に無事に帰宅する権利があると信じる。
5. 本大会は、労働者が職場から愛する者の元に無事に帰宅する権利を求めることを全面的に支持する。
6. 意図的に安全をないがしろにした使用者やサプライチェーンの有罪が確定した場合、高額の罰金刑か実刑を規定する法律を、可能な限り全ての国で制定させる世界的な戦略の構築を支持するよう、本大会に要請する。

第 16 号決議：船員のためのビザに関するグローバルな方針の促進

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 船員がディーセントな労働条件を与えられる権利や、船員の権利に対する包括的かつ世界的な保護について規定する 2006 年の海上労働条約を想起し、
2. 船員には、2003 年の船員の身分証明書条約（改正）（185 号）の他、船員が上陸休暇や乗り換えのために寄港した国への入国を拒否されるという喫緊の課題の解決を支援する、近代的な保安機能を備えた船員の身分証明書の導入を規定する他の ILO 条約が適用されることに留意し、
3. 船員は、就労のため、あるいは、契約満了後の帰国や上陸休暇の取得のために、迅速かつ柔軟なビザの申請・発行手続きを必要とする、特殊な旅行者であることを認識し、
4. 数年前から、労働供給国の船員が、シェンゲン協定加盟国を含む様々な国に入国、再入国、通過するためのビザを取得する上で、手続き上の問題や規則の解釈の相違により、実務上、深刻な困難に直面しており、船員や雇用主にとって、事務および運行面での深刻な問題となっていることを懸念と共に留意し、
5. 現状を遺憾かつ不当であると判断し、
6. 世界各地の港湾で上下船する船員のためのビザに関する規定を促進させるためのあらゆる努力を促す。
2003 年の船員の身分証明書条約（改正）（185 号）の実施に向け、各国の行政と関係する国際組織に対してロビイングを行うことを全ての関係加盟組合に要請する。こうすることでビザ不要の選択肢を生み出し、船員にとって国際的に認められている身分証明書（SID）ができることになろう。世界各地の港を通過するためには、SID と有効なクルーリストで足りると判断する。

第 17 号決議：船員の権利

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 自動化や破壊的技術が国際海運産業における商業的決定・運営にますます影響を及ぼす時代において、船員の権利を促進、保護、向上させ、使用者を拘束する国際法を支持し、
2. 世界の 164 万人の船員の大多数は、船員の安全衛生の観点から、搾取的、差別的、有害といえる賃金および乗船期間で雇われていると確信し、
3. 今後しばらく続くと見られる部員の余剰は、今後 20 年間で倍増すると見込まれる国際海上貿易の成長に吸収されるものと確信し、
4. 履行可能な船員の雇用の権利の強化と世界の船員の雇用レベルと訓練の確保のための国際法規の改正を支持することを決議し、
5. ILO 海上労働条約改正のための文案を国際機関レベルで提案する方法についての戦略を構築するための作業グループを設置し、船員部会委員会の承認を求めることを ITF に提案し、
6. 船員の同一労働同一賃金の原則や、現在業界で認められている雇用条件および労働時間の改善等を主な検討分野とする。

第 18 号決議：地中海－便宜の海

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 地中海は 3 大陸、24 か国に囲まれる内海であり、船の交通量の多い複数の港が共存していることを認識し、
2. 地中海を航行する船舶の多くが、船齢 30 年以上、6 千総トン以下で、保守状態も良くなく、環境面からも危険なサブスタンダード船（基準を満たさない船）である点もさらに認識し、
3. FOC(便宜置籍) 船に加えて、最も重要な問題は、一定の国の旗を掲げつつ、国際海事機関(IMO)の要件を遵守せず、ポートステートコントロール (PSC)の管理を絶えず必要とする船舶であることを想起し、（例えば、パラオ、トーゴ、シアラレオネ、クック諸島籍船など）、Palau, Togo, Sierra Leone, Cook Island);
4. これらの船舶に乗り組む船員は、しばしば、船員の訓練及び資格証明書並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW)の要件となっている資格を持たず、賃金も定期的に支払われず、またその額が ILO 最低賃金を下回り、多くの場合、本国に帰ることもできないまま、12 か月以上乗船させられ、適切な雇用契約もなく、国内協約と、ITF が承認する団体協約のいずれの適用も受けないことを認識し、
5. これらの船舶に乗り組む多くの船員が、きちんとした宿泊設備を与えられず、衛生状態も適正ではなく、良質の食糧や飲み水を提供されることもないことも認識し、
6. 何も知らないまま、または脅されて、非合法的な移民の輸送や、禁止かつ（又は）無申告の貨物の輸送に携わってしまうことにより、しばしば船員が犯罪人扱いさることを考慮し、
7. これらの事実は 2018 年 2 月 12-13 日にモロッコのカサブランカで開催された、ITF インспекター会議で議論され、地中海に連れてこられ、働かされている船員を支援し、これらの船員の基準以下の労働生活条件と闘うための団結と決意を同会議の参加者が表明したことを確認し、
8. ITF 船員部会、ITF 港湾労働者部会、ITF 世界大会に参加する代議員に以下を求める。
 - 常設の ITF 地中海・海運委員会を設置することを支援する。
 - 地中海で働く船員の労働生活条件を改善するために必要なあらゆる手段を講じる権限を ITF 地中海・海運委員会に委任する。

第 19 号決議：ノルウェー人船員の雇用に対する攻撃

2018 年 10 月 14 日～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. ノルウェー政府が最近、旅客フェリーのノルウェー国際船籍（NIS）を認める提案を行い、このことが、ノルウェー人船員の雇用喪失、不公正競争、ソーシャルダumpingという形で、ノルウェーのフェリー産業に悪影響を及ぼすだろうことを大きな懸念と共に留意する。
2. この提案は恐らく、バルト海や北海を含む北欧全体のフェリー部門にドミノ効果をもたらし、何千人もの船員やその家族に深刻な社会的影響を及ぼすことに留意する。
3. また、ノルウェー政府がこの提案の結果を深く分析していないことに留意する。
4. さらに、2018 年 10 月 10 日にノルウェーの首相が国会で、船内のケータリング要員は船員ではないので、雇用を失う船員はいないと発言したが、これは、ノルウェー政府が批准する海上労働条約（MLC）に違反することに留意する。
5. ノルウェー政府がこの提案を撤回し、代わりに、ノルウェーのフェリー産業の今後について、ノルウェーの海運部門の労使と意義ある対話を行うことを要請する。

第 20 号決議：青年船員および青年港湾労働者の権利の保護

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 青年交通運輸労働者は、ITF の現在および未来の指導者である点を認識し、
2. より多くの青年交通運輸労働者を ITF 活動に参加させる点で進歩があったことを認識し、
3. 青年労働者は、適正労働（ディーセントワーク：働きがいのある人間らしい仕事）を確保するための闘いにおいて、組合の支援を必要としていることを確認し、
4. 若い船員や港湾労働者の権利を守るための懸案事項に対応するにあたり、各地域に適切な青年労働者機構を設置することが重要であり、恩恵もあるだろうことを認識し、
5. 若い船員と港湾労働者が初めて仕事に就いた際に、平等な権利と労働条件を確保できるよう、専門家のネットワークや交渉基盤、共通プロジェクトを構築する加盟組合の取り組みで、ITF 加盟組合の間の緊密な関係づくりを求め、
6. 船内、港湾、海事カレッジ、海事大学における訓練と発展を促進すること、国際労働機関（ILO）と緊密に協力しながら、船員や港湾労働者のために訓練教育施設の建設と発展を支援・促進すること、ILO 条約の効果的实施や、訓練資材の活用を奨励することを求め、
7. 青年船員の公正な処遇、彼らの労働条件の質を高めること、最低賃金と権利の保障を船舶の種類や旗国に関わらず促進することを求め、
8. 性別、国籍、人種、肌の色、年齢、性的志向、障害の有無、信条に関わらず、全ての青年船員および青年港湾労働者が、使用者や使用者の利益を代弁する者の搾取から保護されるよう担保することを求め、
9. 青年交通運輸労働者の活動を拡大するために、青年部門を設置することを全ての加盟組合に奨励することを ITF に求め、
10. 加盟組合と連携し、組織化の取り組みで青年交通運輸労働者を支援し、全ての加盟組合がより体系的な方法で、青年交通運輸労働者を組織することに焦点をあてるようになるよう ITF に求め、
11. 青年交通運輸労働者について、組織人員の統計の分析と、グローバル青年交通運輸労働者のネットワークの拡大を継続することを求め、

12. ITF 本部を通じて行う活動と、地域の優先活動の間の極めて重要な連携を確保し、地域レベルで青年交通運輸労働者の参加を支援することを求める。

第 21 号決議：河川クルーズキャンペーン 2.0

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 戦略的レバーに関する、2014 年世界大会の決議を想起し、
2. 河川クルーズ産業には約 5 万人の労働者が就労しているが、彼らの労働条件や船内の居住条件は何ら改善されていないこと、また、欧州の水上警察、財務当局、労働当局が連携して実施した多くの査察で、組織犯罪や人身売買に近い慣行が報告されていることを深い懸念とともに留意し、
3. 多くの河川クルーズ会社が戦術を変え、宿泊やケータリングのサービスを税制や社会保障制度が最も有利な国の事業者に出スourcingしていることを認識し、
4. 海上クルーズ産業と河川クルーズ産業は、所有者、運行業者、労務供給業者に関して、関連性が強まっていることに留意し、
5. また、以下を認識し、
 - 当該加盟組織の相当な努力、および過去 10 年間におよび ITF の財政的支援や後方支援にかかわらず、限られた進展や成果しか記録されていないこと
 - キャンペーン運営グループが詳細な分析を行ったところ、河川クルーズ産業は、その季節労働的な性格や、法律の適用が不明確なことから、組織化が難しいことが確認されたこと。
 - 透明性の欠如、つまり、所有者、運行業者、マニシング会社、ツアーチャーターが幾重にも存在する産業構造により、組合の責任も不明瞭であること
 - 当該加盟組織が、河川クルーズ産業の劇的な状況に対して、国・地方自治体やその他の利害関係者の目を向けさせようと継続的な努力をしていること
6. 欧州河川クルーズのイベントの際、メディアの注目が河川クルーズ産業に注がれたことや、欧州水上警察の連合体であるアクアポールとの良好かつ組織的な協力体制がプラスの影響を及ぼしたことが、国境を越えた、複数の当局による、効果的な管理・査察に重要な役割を果たしたことを想起し、
7. このキャンペーンの成功のために、訪船の実施、ITF/ETF 河川クルーズ・キャンペーンへの積極的な関与、よく調整された国際協力を通じた船員の問題解決支援等、目に見える形で時間・資源を投資するという、欧州の当該加盟組織の明確かつ文書による新たなコミットメントを表明し、

8. また、あらゆる仲介的な活動を記録する専用データベースの開発や、利用者に幅広く配布するための冊子やビラの作成も表明し、
9. 河川クルーズ産業のホテル、レストラン、ケータリング部門に従事する労働者の多くが不安定雇用であることについて、市民に対する一層の意識啓発を行い、支援を深める必要性を強調し、
10. IG リバークルーズ（欧州河川クルーズ企業協会）や業界団体の EBU と、最低基準の設置や河川クルーズ産業の質やイメージの全体的向上について、意義あるコミュニケーションや関係を構築することを追求し、
11. ITF 加盟組織の関与や ITF 加盟組織に対する財政的・後方的支援を通じて、このキャンペーンの正しい方向性を導くことで、このキャンペーンを一層支援することを ITF に要請する。

第 22 号決議：開発途上国の内陸水運労働者のための国際および地域の労働・福利・安全基準の向上

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 2010 年および 2014 年の ITF 世界大会で採択された、世界の内陸水運労働者のための国際労働基準の必要性に関する決議を想起し、
2. 内陸水運部門は、アジアだけでも 29 万キロを超える水路で、毎年、10 億トンを超える貨物と 5 億 6 千万人を超える旅客が運送されており、アジアの内陸水運フリートは、船舶 45 万隻以上、総輸送能力 4 千万トン以上を有し、また、全労働者数は不明だが、例えば、バングラデシュには、6 千 5 百キロを超える水路に少なくとも 460 万人が就労していることに留意し、
3. 貨物および旅客の両面において、持続可能な輸送モードとしての国際水運の重要性を認識し、
4. 海運と内陸水運は密接に関連しており、両部門は輸送サプライチェーンにおいても連携していることに留意し、
5. 途上国の内陸水運部門の死亡事故件数は、海運部門の死亡事故件数をはるかに上回り、河川における死亡事故を削減するために緊急対策が取られなければならないことに留意し、
6. 内陸水運の商業的未来のためには、資格のある人物による水路の継続的保守が不可欠であることに留意し、
7. 途上国の内陸水運船舶乗組員の適切な労働・福利・安全基準が欠如していることを考慮し、
8. 途上国、特にアジアおよび南アジアの ITF 内陸運輸部会加盟組織が実施する、乗組員のための適切な福利施設の整備やディーセントな労働条件の確保のための活動をさらに支援するよう、ITF に要請し、
9. 以下に関して、国際労働機関（ILO）、国際海事機関（IMO）、その他の機関に圧力をかけるよう、ITF の執行委員会や内陸水運部会に要請し、
 - 内陸水運労働者のための国際基準の設置
 - 既存の基準の改正または促進
10. これらの基準は、最低基準として、以下を扱うべきである。
 - 内陸水運労働者の社会保障および最低賃金

- 安全および保安
- 配乗定員および労働時間
- 訓練および資格

第 23 号決議：内陸運輸部会の活動の効果を改善する

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 最近の ITF 世界大会の決定と、内陸水運に関する様々なテーマに関する活動計画や決議が採択されたことを想起し、
2. 国境を越えて働く労働者の安全衛生、訓練、労働時間、新技術、配乗レベル、事故防止、労働法制など、国をまたいで労働者を団結させる主なテーマがあることを認識し、
3. 内陸水運産業は例えば、パナマ運河、港湾内のタグボート、河川や湖沼をベースとしたガンジス川・パドナ川、ライン川、パラグアイ・パラナ川、北米などの国際ロジスティックス・チェーンにおいて主な役割を果たしていることを認識し、
4. 他の貨物輸送手段に比べて持続可能かつ環境に影響を及ぼしにくい代替交通として、各国の政府が内陸水運にさらに注目するようになっていることを認識し、
5. 都市公共交通として、フェリーが拡大していることを認識し、
6. 河川クルーズ船産業が国際化し、大手企業が関与を深めていることを認識し、
7. 国際労働機関（ILO）による国際基準や国際規制機関が存在せず、河川委員会が台頭する中でも社会委員会が欠如していることを考慮し、
8. 内陸水運部会の活動の強化と改善を求め、
9. ITF 規約に沿って、部会運営委員会を設置することを決議する。

内陸水運部会運営委員会は定期的に会合し、様々な地域の利害や内陸運輸産業の広範なすそ野産業も反映した委員を構成員とするべきだ。

第 24 号決議：タグボートとトウボート

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. トウボートとタグボートで働く労働者を組織する ITF 加盟組合は、組合の機構や規約により、船員、内陸水運、港湾の 3 つの異なる部会に人員を登録していることに留意し、Seafarers, Dockers and Inland Navigation.
2. 世界進出している企業で雇用されるタグボートとトウボートの労働者の労働条件に関して、攻撃が増えていることを懸念し、
3. 従来の「労使」関係を変更し、通常であれば乗組員に適用される労働条件を侵食し、それによってディーセントワークと安全な雇用という基本原則を蝕む「ビジネスパートナー」モデルへと雇用モデルを移行しようとする圧力が、いくつかのグローバル・タグボート・トウボート運航会社から続いていることを認識し、
4. 乗組員の権利を守り、改善するため、タグボート・トウボート 部門のためのグローバル組織化戦略を策定するよう ITF に要請し、
5. FPC により設置されたタスクフォースに沿って「タグボート・トウボート・タスクフォース」を設置することで、タグボート・トウボート業界の組織化戦略を調整し、雇用モデルや新技術の導入などの業界の問題に対応するよう公正慣行委員会（FPC）に促す。

第 25 号決議：水産

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 西アフリカ、コートジボアール、セネガル、ガーナ出身の遠洋漁船員と、インド洋、セイシェル、モーリシャス、マダガスカル出身の遠洋漁船員は今日、団結し、アフリカ大陸の東西に存在する賃金格差をなくそうと呼びかけている。
2. マグロ漁船の船主から金銭を得て自分たちの国が利益を蓄える一方で、労働者同士は競争を強いられる状況に海事労働者はうんざりしている。
3. 遠洋漁場の国内船員を漁船員として使っていることは、労働者間の賃金ダンピングを激化させる言い訳にはならない。
4. フランス、スペイン両国の漁船主は、相当の対価を支払わずにスキル労働者を利用している。
5. アフリカの東西両側の遠洋漁船員が、ここで働くアフリカ人漁船員の団体協約締結を求めている。
6. 海事労働者はこの要求を支援し、これらの労働者を全力で支援し、国際レベルで交渉に基づく約束を確保することを ITF に求める。
7. 遠洋漁船員はまた、ITF 加盟組合にもこの正当な要求の達成のために努力することを求める。

第 26 号決議：デルタ航空の組織化に対する ITF の全面的支援の再確認

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. デルタ航空は世界最大規模の航空会社であることを認識し、
2. デルタ航空は世界最大の反労組の航空会社であることを認識し、
3. デルタ航空の全労働者は、組合に加入する基本的人権を持っていることを認識し、
4. デルタ航空の労働者は毎日、組合加入を阻止され、世界の全ての航空労働者と同様に、苦しんでいることを認識し、
5. デルタ航空労働者が組合を結成する権利を享受するためのカギは、ITF が調整するグローバル・キャンペーンであることを認識し、
6. 国際機械工・航空宇宙産業労働者組合（IAM）がデルタ航空の客室乗務員や、グラウンドスタッフの組織化のためのキャンペーン（運動）を継続していることに留意し、
7. デルタ航空客室乗務員の組織化に特化した IAM のキャンペーンが非常に重要な段階にあり、アメリカ労働総同盟産別会議（AFL-CIO）が IAM にこのキャンペーンの専属的管轄権を与えたことに留意し、
8. ITF および ITF 加盟組織が IAM のデルタ航空組織化の取り組みを全面的に支援することを決議する。
9. ITF および ITF 加盟組織が、デルタ航空の未組織労働者の組合加入を目指す IAM を支援するための取り組みを調整することを決議する。
10. ITF 書記長が、デルタ航空労働者に正義と尊厳をもたらすために、引き続き IAM と密接に協力することを決議する。

第 27 号決議：安全で利用しやすい鉄道

2018 年 10 月 14～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 鉄道の公共所有を支持することを繰り返し表明し、
2. 安全で利用しやすい鉄道のためのキャンペーン（運動）を実施し、ワンマン運行の拡大に反対し、安全にとって必要不可欠な車掌の運行上の役割を擁護することを新執行委員会に指示し、
3. ワンマン運行は安全性が低下する運行手法であることを確信し、
4. 行動を取る車掌およびその他の鉄道労働者に最大限の支援を行うとともに、全ての列車に車掌を確保するキャンペーン（運動）を行うことを執行委員会に指示することを決議し、
5. ワンマン運行を導入する民間の鉄道運行事業者を支援する政府を断固非難し、
6. 全ての列車に車掌を確保することは、安全、サービス、保安のためだけでなく、障害者や高齢者にとって不可欠であると確信し、
7. 旅客団体のみならず、障害者や年金生活者の活動家・団体が利用しやすい鉄道を支持してくれたことを歓迎し、全ての人が利用しやすく、公共所有の下に、公共の利益のために運行される安全な鉄道に対する世論の支持を拡大させるために、今後も彼らと共に運動を継続することを決議する。

第 28 号決議：トランスデブ

2018 年 10 月 14 日～20 日にシンガポールで開催された第 44 回 ITF 世界大会は、

1. 多国籍企業のトランスデブの最近の行動を非難する。トランスデブは現在、不当な賃金・労働条件を西オーストラリア州のオーストラリア交通運輸労組（TWU）のバス運転手に押し付けようとしている。
2. 公共交通ネットワークにおけるバス運転手は、我々のコミュニティの中で重要かつ不可欠な役割を担っていることに留意する。バス運転手は、毎日、社会の中で最も弱い立場におかれている多くの人々の安全を担っている。よって、彼らに対する攻撃は、全ての乗客および道路利用者の安全にとって重大なリスクとなる。
3. ITF 世界大会は、トランスデブが押し付けようとしている低賃金、疲労をもたらす労働条件、不安定な非正規労働、20 時間契約に反対し、直接行動を起こしている西オーストラリア州の何百人ものバス運転手を支援する。勤勉なバス運転手の首を絞めるような、西オーストラリア州におけるトランスデブの行動の背景には、ビクトリア州およびニューサウスウェールズ州における同様の争議がある。
4. トランスデブの評判や行動は国境を越える。それらは大きく非難されなければならない。トランスデブは今年、100 億ドルを超える収入を記録している。しかしながら、RATP（パリ交通公団）デブ/トランスデブは労働者の権利を抑圧し、安全を切り下げようとしている。韓国（KPTU）やニュージーランド（RMTUNZ）における最近の闘争は、組合の団結がいかに重要かを示している。ITF 世界大会は、ライン 9（ソウル地下鉄 9 号線）の公営化を求める KPTU の運動に連帯を表明するとともに、RATP デブ／トランスデブの訴訟の脅しを非難する。
5. ITF 世界大会は、交通運輸産業に基準引き下げ競争を起こす企業とは契約しないよう、経済的使用者（公共交通の場合は政府であることが多い）に圧力をかけなければならない。
6. ITF 世界大会は、トランスデブと闘う世界の組合を支援するとともに、西オーストラリア州の TWU 組合員の闘いに敬意を表する。

ITF 第 44 回世界大会に提案された決議の審議結果

動議の番号	表題	審議機関	結果	決議の番号	備考
1	河川クルーズキャンペーン 2.0	内陸水運部会総会	そのまま採択	21	
2	独立国家共同体（CIS）地域の交通運輸労組 およびそれらの連合体と ITF との協力		撤回	—	
3	非正規労働者の組織化		第 1 号合体動議参照	—	第 5 号動議と統合
4	加盟組織の間の平等と団結		撤回	—	
5	ITF 加盟組織の未組織労働者の組織化責任		第 1 号合体動議参照	—	第 3 号動議と統合
6	各国の ITF 加盟組合協議会による連絡担当者 （NPOC）の指名		第 2 号合体動議参照	—	第 27 号動議と統合
7	船員のためのビザに関するグローバルな方針の促進	船員部会総会	そのまま採択	16	決議委員会第二次報告書参照 （別紙 5）
8	LGBTQI に関する、他の国際産別組織（GUF） の労働組合の方針の促進	全体会議	そのまま採択	5	
9	船員の権利の保護 – 国際連帯の促進– メキシコ シティ・ポリシーの効果的実施の確保	船員部会総会	撤回	—	船員部会総会報告書参照
10	安全で利用しやすい鉄道	鉄道部会総会	そのまま採択	27	
11	船員の権利	船員部会総会	そのまま採択	17	決議委員会第一次報告書参照 （別紙 1）

動議の番号	表題	審議機関	結果	決議の番号	備考
12	開発途上国の内陸水運労働者のための国際および地域の労働・福利・安全基準の向上	内陸水運部会総会	そのまま採択	22	決議委員会第二次報告書参照 (別紙 5)
13	デルタ航空の組織化に対する ITF の全面的支援の再確認	民間航空部会総会	そのまま採択	26	決議委員会第二次報告書参照 (別紙 5)
14	ITF 世界大会 CGT 提案動議	船員港湾合同総会	支持組合がいなかったため、審議されず	—	船員港湾合同総会報告書参照
15	要求の統合	鉄道部会総会	次回鉄道部会運営委員会に付託	—	鉄道部会総会報告書参照
16	地中海—便宜の海	船員部会総会 港湾部会総会 船員港湾合同総会	そのまま採択	18	
17	労働組合員の利益を代表する目的で、国内の労働組合の対話を通じた二国間関係を促進する	船員部会総会	撤回	—	船員部会総会報告書参照
18	青年船員および青年港湾労働者の権利の保護	船員港湾合同総会 青年総会	そのまま採択	20	
19	朝鮮半島および東アジアの和平への支持と交通運輸労働者の役割	全体会議	そのまま採択	6	決議委員会第一次報告書参照 (別紙 1)
20	内陸運輸部会の活動の効果を改善する	内陸水運部会総会	そのまま採択	23	
21	カボタージュ	船員部会総会	撤回	—	船員部会総会報告書参照

動議の番号	表題	審議機関	結果	決議の番号	備考
22	グローバル・デリバリー・サプライチェーンと E コマース	全体会議	そのまま採択	2	
23	パレスチナの交通運輸労働者の支援	全体会議	そのまま採択	7	
24	タグボートとトウボート	内陸水運部会総会	そのまま採択	24	決議委員会第二次報告書参照 (別紙 5)
25	コミュニケーション・ネットワークの強化		撤回	—	
26	水産部会総会	水産部会総会	そのまま採択	25	
27	ITF 加盟組合協議会(NCC)の役割		第 2 号合体動議参照	—	第 6 号動議と統合
28	一地点に所在する倉庫、ロジスティックス、ターミナルで働く労働者	全体会議	そのまま採択	8	
29	抗議とブラジル政府の評判— 労働改革への憂慮	全体会議	修正を経て採択	9	決議委員会第一次報告書参照 (別紙 1)
30	中南米の活動の強化		撤回	—	
31	セーフレート（安全報酬）と顧客責任を迫及する グローバル闘争の強化	全体会議 路面運輸部会総会	修正を経て採択	3	決議委員会第二次報告書参照 (別紙 5)
32	内航海運支援のための措置	船員部会総会	次回船員部会総会に付託	—	船員部会総会報告書参照
第 1 号合体動議参	非正規労働者の組織化	全体会議 都市交通委員会	そのまま採択	1	決議委員会第一次報告書参照 (別紙 1)

動議の番号	表題	審議機関	結果	決議の番号	備考
照		女性労働者総会			
第 2 号合 体動議参 照	ITF 加盟組合協議会 (NCC) および連絡担当者 (NPC)	全体会議	そのまま採択	4	決議委員会第一次報告書参照 (別紙 1)
第 1 号緊 急動議	ベネズエラ・ボリバル共和国に対する国際的な攻撃と封鎖に反対する動議	全体会議	そのまま採択	10	
第 2 号緊 急動議	イランのトラック労働者のストに関する死刑判決	全体会議	修正を経て採択	11	決議委員会第二次報告書参照 (別紙 3)
第 3 号緊 急動議	アルゼンチンの組合の自由を守る動議	全体会議	そのまま採択	12	
第 4 号緊 急動議	競争法を通じた、団体交渉に対する攻撃	全体会議	そのまま採択	13	
第 5 号緊 急動議	ノルウェー人船員の雇用に対する攻撃	船員部会総会	そのまま採択	19	
第 6 号緊 急動議	イエメン	全体会議	そのまま採択	14	
第 7 号緊 急動議	トランスデブ	都市交通委員会	そのまま採択	28	
第 8 号緊 急動議	業務上過失致死罪	全体会議	そのまま採択	15	
A	投票手続き	全体会議	そのまま採択	なし	

動議の番号	表題	審議機関	結果	決議の番号	備考
B	選挙	全体会議	そのまま採択	なし	
C	決議委員会の役割	全体会議	そのまま採択	なし	
D	大会	全体会議	そのまま採択	なし	
E	加盟組合の大会代議員により多くの青年交運労働者を含める	全体会議	そのまま採択	なし	
F	ITF 機構と規約における青年交運労働者と女性交運労働者の位置づけ	全体会議	そのまま採択	なし	